

四日市市告示第 4 7 4 号

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 9 日

四日市市長 森 智広

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成 2 5 年四日市市告示第 5 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事前登録の申込み） 第 4 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 <u>第 1 項に規定する事前登録の申込み及び前項に規定する代理人による申込みについては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により、第 1 項の規定による申込みをすることができる。この場合において、第 2 項に規定するいずれかの書類は、その写しの提出で足りるものとする。</u>	（事前登録の申込み） 第 4 条 （略） 2 及び 3 （略） 4 <u>事前登録希望者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により、第 1 項の規定による申込みをすることができる。</u> <u>(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができない場合</u> <u>(2) 本市以外に居住している場合</u> 5 <u>前項の規定により事前登録の申込み</u>

	<u>をする場合において、事前登録希望者又はその代理人は、第 2 項に規定するいずれかの書類の写し又は第 3 項第 1 号若しくは同項第 2 号に規定する書類（登記事項証明書についてはその写し）を併せて提出することにより、事前登録希望者本人又はその代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。</u>
--	--

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

（市民生活部市民課）